

旧奈良監獄、奈良市鴻ノ池運動公園の周辺整備 に関する包括協定書

法務省（以下、「甲」という。）、奈良市（以下、「乙」という。）、奈良県（以下、「丙」という。）は、旧奈良監獄、奈良市鴻ノ池運動公園の周辺整備に関して、以下のとおり包括的な連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旧奈良監獄、奈良市鴻ノ池運動公園の周辺地域の活性化を図るため、甲、乙及び丙が相互に情報や意見の交換に努め、緊密に連携し協働することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、それぞれ取り組むことが可能な範囲において、旧奈良監獄、奈良市鴻ノ池運動公園の周辺整備を行うこととする。

（役割分担）

第3条 甲、乙及び丙の役割分担に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

甲 旧奈良監獄、奈良市鴻ノ池運動公園の周辺地域の活性化に資する乙及び丙の取組への支援に関すること

旧奈良監獄の整備及び利活用等に関すること

乙 旧奈良監獄、奈良市鴻ノ池運動公園の周辺地域の活性化に資する甲及び丙の取組への支援に関すること

奈良市鴻ノ池運動公園の整備及び利活用等に関すること

丙 旧奈良監獄、奈良市鴻ノ池運動公園の周辺地域の活性化に資する甲及び乙の取組への支援に関すること

（協定の変更）

第4条 甲、乙及び丙は、そのいずれかから協定の内容について変更の申出があったときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲、乙及び丙の

承認を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

(その他)

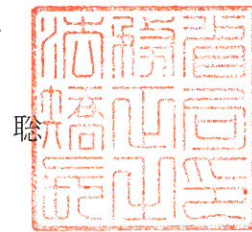
第6条 甲、乙及び丙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月25日

甲 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省矯正局長

富 山



乙 奈良県奈良市二条大路南1-1-1
奈良市長

仲 川 元 庸



丙 奈良県奈良市登大路町30
奈良県知事

荒 井 正 吾

